

## 「第 2 次静岡県歯科保健計画」の中間見直しについて

(医療健康局健康増進課)

### 1. 計画の目的

県民の自主的な努力を促しながら、保健医療、社会福祉その他の関係者と連携して歯や口の健康づくりを推進する。

### 2. 計画の根拠等

- ・「静岡県民の歯や口の健康づくり条例（平成 21 年）」第 10 条
- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年）」第 13 条 等

### 3. 計画期間

- ・平成 26 年度～34 年度（平成 29 年度に中間見直し）

県総合計画の次期基本計画、第 3 次ふじのくに健康増進計画の行動計画の終期に合わせ見直す。

### 4. 計画の概要

- 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
  - ・乳幼児期・学童期・思春期、成人期から高齢期における歯科疾患予防
  - ・歯科診療に際し特別な配慮を要する者への対応  
(障害等により歯科診療が困難な者や要介護等で通院が困難な者への対応)
- 大規模災害発生時の歯科保健提供手段の確保
- 推進体制の整備
  - ・県、市町における推進体制
  - ・県民が参加する推進体制づくり  
(8020推進員、8020サポーター、歯科診療所における8020推進)

### 5. 見直しのポイント

- ・指標の中間評価をもとに、目標値を修正（8020達成者の割合 50→52%、中学 3 年生でむし歯がある者の割合 35%→30%など）
- ・オーラルフレイル対策の視点を追加
- ・大規模災害の発生に備え、歯科訪問診療用機器の活用方法について盛り込む
- ・共生社会実現を目指し、障害者差別解消法の趣旨を浸透